

Ⅲ 都市環境

<現状・課題>

①地球温暖化の進行と安心して生活できる環境の確保

- ・近年は地球温暖化に伴うヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、気候変動の影響が顕在化していることから、今後のまちづくりにおいては、脱炭素社会の実現をめざし、異常気象などの影響を低減するための諸施策と連携した、持続可能なまちづくりが求められています。
- ・誰もが安心して生活するため、まちの様々な障壁や幹線道路沿道における騒音・排気ガス、河川の水質汚濁などの諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。

②楽しめる親水空間の整備

- ・多摩川河川敷には、多くの動植物が生息する都市の中の貴重な自然環境が残されており、区民にやすらぎと潤いを提供する幸区の財産であることから、貴重な自然環境を保全・育成していくことが求められています。また、市民ニーズを踏まえ利用者の利便性・快適性を高め、誰もが快適に利用できる親水空間、緑地空間とすることが求められています。
- ・市街地と多摩川の間には、交通量の多い多摩沿線道路があることから、市街地から多摩川へのアクセスの改善が課題となっています。
- ・鶴見川、矢上川などの治水対策は比較的進んでいるものの区民が身近に水辺にふれあえる空間が少ない現状にあります。治水安全性の確保とともに、これらの中小河川について、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然環境として、水辺空間の環境や景観を活かしたまちづくりが求められています。
- ・幸区には都市化の進展により多くの水路が暗きよ化され、その上部は道路や緑道として利用されています。これらの水路は、地域の歴史的文化資源であるとともに、人々の生活に潤いを与える貴重な水辺空間であるため、河川改修などの機会を捉えて、身近な水辺として再生、活用していくことが求められています。

③安全で利用しやすい公園・広場の改善

- ・子育て世代が増加している地域では、公園の整備及び活用により、地域の実態に応じた安心して子育てができる環境づくりが求められています。また、超高齢社会を迎える中において、健康寿命を延ばすための取組として、公園などを活用したスポーツ、ウォーキングなどの普及啓発や、健康づくりの拠点となる身近な公園の整備が求められています。
- ・他区に比べると公園の数や面積が少なく、また、既存公園についても、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、より区民に身近に親しまれる公園の整備が求められています。特に、御幸公園については、梅林という資源を活かしながら、多摩川緑地と隣接する立地も活かした拠点として整備、活用していくことが求められています。

④身近な緑の創出

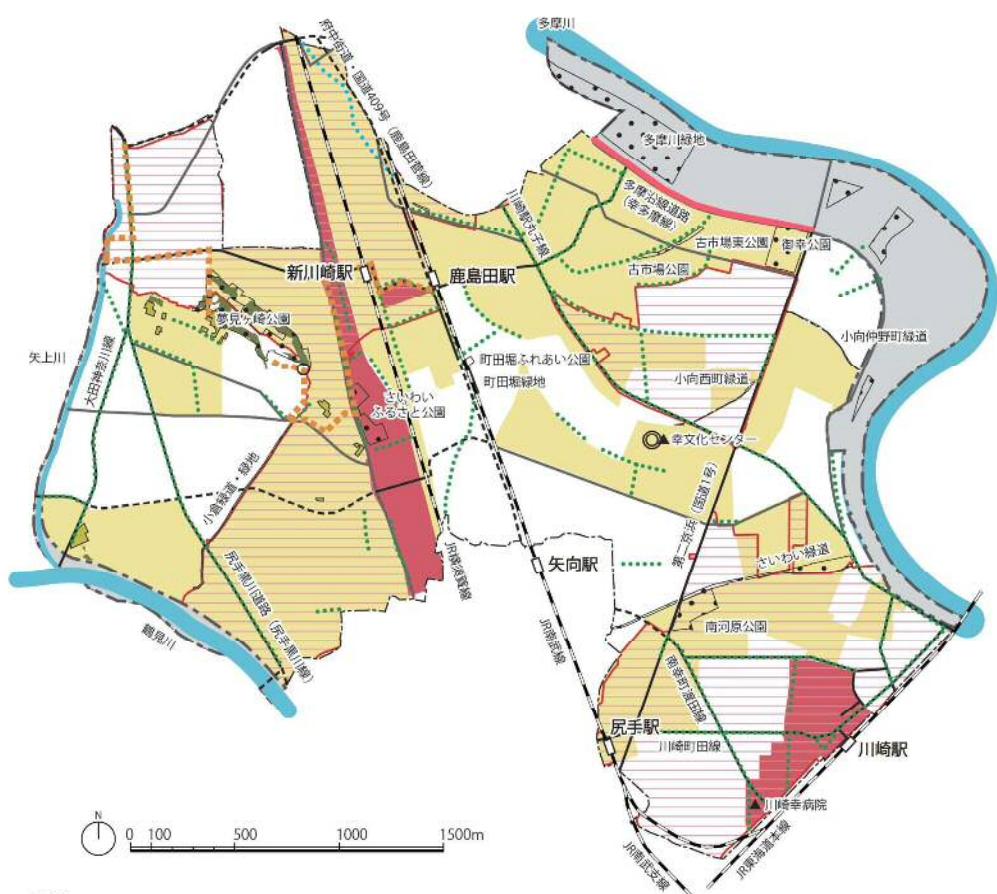
- ・緑豊かなまちの形成に向けて、公共空間の緑化を進めるだけでなく、民有地においても、所有者自らが積極的に緑化運動を推進していくことが必要です。
- ・川崎駅西口、新川崎・鹿島田駅周辺では、再開発によって賑わいある拠点が形成されており、市民や民間企業と協力して歩いて楽しいまちを実感できる緑を育成していくため、持続的に緑化活動を推進していくことが求められています。

⑤地域資源を活かした景観づくり

- ・幸区には、貴重な水辺空間としての多摩川、鶴見川、矢上川や古くからの歴史が残る加瀬山、本市の顔として再開発などで新たな賑わいを創出している川崎駅西口地区、新しい科学・技術産業創出の場としての新川崎地区など、多様で特徴的な地域資源があります。これらの地域資源を活かし、個性と魅力あるまちづくりが求められています。

- 歴史ある貴重な自然が残る加瀬山には、市内唯一の動物園である夢見ヶ崎動物公園があり、地域住民が憩い交流する場、動物とのふれあいや環境学習の場、体験の場として活用していくことが求められています。
- また加瀬山周辺には、幸区では数少ない生産緑地があり、良好な自然景観が形成されています。今後も市民の活動を支援しながら、人々が自然とふれあえる空間として、加瀬山周辺の自然環境を守り、育てていくことが求められています。

■現状図



一凡例一

..... 水路 (二ヶ領用水水路網)	[green square] 樹木の集団	○○ 区役所・出張所
— かわさき多摩川 ふれあいロード	[dotted square] 主な公園・緑地等	-□- 鉄道
(都市景観の形成)	[yellow square] 生産緑地	—— 都市計画道路(完成・概成区間)
■ 景観計画特定地区	[red square] 身近な公園が不足している小学校区	---- 都市計画道路(事業・計画区間)
	[yellow square] 高齢化率21%～	—— その他の主要な道路
	 街路樹
		····· 遊歩道・散策路
		— 河川
		□□ 市街化調整区域
		▲ 主な施設

平成31(2019)年3月現在

1 人・地球に優しいまちづくりをめざします

(1) 脱炭素・低炭素都市づくりの推進

① 地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、鉄道駅周辺への様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・土地の高度利用を図る地域において、民間の活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組の評価などにより、地球環境に配慮した都市づくりを誘導します。
- ・治水・水害対策、暑熱対策などの気候変動適応策を推進し、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成をめざします。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、農地などの緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化などの都市緑化の取組を推進します。

② エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともに、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されていることから、その特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（C A S B E 川崎）や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風・光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、公共施設などへの太陽光発電システムやコーチェネレーションシステムなどの導入、木材の利用促進に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮型の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、建築物の低炭素化を促進します。

③ スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用や I C T （情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

(2) 環境に配慮した交通体系の構築

① 環境に配慮した交通環境の整備

- ・環境負荷の低減に向け、路線バスによる駅へのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通の円滑化を推進します。
- ・幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めます。

②自動車交通の脱炭素・低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。



燃料電池自動車

(3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域などの地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・行政による都市施設の整備などにあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境などによる環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善などに資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、事業者などに対して、土壤汚染対策などの適切な取組を指導します。
- ・民間事業者などによる一定規模以上の建築物などの建築については、あらかじめ大気、水、土、生物などへの影響の回避または低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、環境配慮を適切に誘導します。
- ・民間事業者などによる、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、生物の生息環境や緑地の保全への配慮とともに、水質汚濁、雨水流出、廃棄物などによる環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所などからの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、事業者などの適切な取組を誘導します。

(4) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。

2 水・緑が人やまちと共生するまちをめざします

(1) まちの骨格を形成する水・緑の保全と活用

- ・まちの骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」、二ヶ領用水をはじめとした河川・水路を「水の軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生などに努めます。
- ・御幸公園や夢見ヶ崎公園などの大規模な公園緑地や、まとまりのある緑地を「公園緑地の拠点」と位置づけ、市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動などの利用に供するレクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能の発揮をめざします。
- ・公園や樹林地などの緑の空間に加え、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みなどをグリーンインフラとして捉え、その構築により、緑の効用を常に実感できる、緑ある暮らしの創造をめざします。

(2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の防災機能の向上により安全な都市づくりを図るため、災害時などに避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園・緑地を配置し、公共施設緑化、街なかや河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。

(3) 水と緑のネットワークの形成

- ・御幸公園や夢見ヶ崎公園などの「公園緑地の拠点」を、事業所の緑、住宅地の緑、緑道や街路樹、多摩川などの河川・水路とつなぐことにより、「水と緑のネットワーク」の形成をめざします。



さいわい緑道

3 緑豊かな潤いのあるまちを育みます

(1) 良好的な斜面緑地の保全

- ・野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境である加瀬山の斜面緑地における「市民健康の森」の取組や、動植物の生育・生息環境づくりを進める市民の活動を支援します。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や土地所有者に対して、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・創出などの指導を行います。

(2) 市街地における緑の保全と整備

①大規模公園緑地の整備・活用

- ・御幸公園は、「御幸公園梅香事業推進計画」に基づき、市民との協働により、地域コミュニティの形成や活性化、公園周辺の魅力向上を図りながら、多摩川緑地と隣接する立地も生かした拠点として整備と活用を進めます。
- ・夢見ヶ崎公園は、「川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、魅力向上に賛同するサポーターと協働して、動物を活かしたイベント運営や加瀬山周辺の豊かな自然環境や景観などの地域特性を活かした公園づくりにより賑わいの創出を図ります。
- ・加瀬山周辺では、縄文・弥生時代の土器などの歴史遺産が発掘されていることから、市民と共に加瀬山周辺の自然や歴史を活かした道路緑化、散策路の設定、案内板の設置など、地域の自然と歴史を活かしたまちづくりをめざします。

②生活に身近な公園の整備・活用

- ・南河原公園などは、地域の核となる「近隣公園」として、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用するなど、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」などを組織し、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・市街地再開発などの整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者などの休息・交流などのための「広場」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・大規模な土地利用転換などにあたっては、「緑化指針」などに基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。



南河原公園

(3) 市民協働による街なかの緑化推進

- 市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- 工場をはじめとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- 地区計画の策定や建築協定、「地域緑化推進地区」の認定など、土地利用や地域緑化のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、緑地環境の保全と民有地の緑化の推進に努めます。
- 遊休地となっている公共事業予定地や街かどの大オープンスペースなどを活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 鹿島田駅周辺地区では、町田堀を緑の空間として整備するなど、地域の特性を活かした街なみづくりを進めます。
- 一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭い歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。



街なかの緑化

(4) 都市農地の保全と住宅地との調和

- 優良な農地については、都市における新鮮な農産物の供給地であり、また、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市における大規模なオーブンスペースの提供といった多面的な機能を持ち、良好な都市環境の形成に資することから、生産緑地地区への指定などにより優良な農地の保全に努めます。
- 生産緑地地区における持続可能で安定的な農業経営を行う視点から、経営・技術支援の充実や援農ボランティアの活用などにより営農環境を維持するとともに、良好な住環境を形成するためにも、農地と住宅地とが調和した計画的なまちづくりをめざします。

4 水辺空間を活かしたまちを育みます

(1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・地域特性に応じ、流域に係る国などの関係者と連携し、流域一体となった総合的な治水対策を進めます。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川改修や適切な維持管理により、治水機能の確保などを図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防の整備などと連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

(2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」に基づき、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場などとしてのさらなる活用に向けて、「新多摩川プラン」を基に、民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組を推進するとともに、市民との協働や流域自治体などの連携により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・水環境の向上や多自然川づくりの推進などを図るとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と、沿川市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。
- ・多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ・国による高規格堤防の整備などと連携して、戸手4丁目地区の市街地整備を進めるとともに、河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板などの整備を進め、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上を図ります。



多摩川河川敷

(3) 鶴見川・矢上川の水辺の活用

- ・鶴見川水系の鶴見川、矢上川においては、水循環の健全化を理念とし、洪水安全度の向上、平常時の水量の適正化と水質の改善、流域の自然環境の保全回復、震災・火災時の安全支援、水辺とのふれあいの促進を総合的にマネジメントする「鶴見川流域水マスターplan」に基づき、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・鶴見川、矢上川の自然環境や河川景観を活かした水辺にふれあえる場の整備を働きかけます。

- ・鶴見川と矢上川の合流地点においては、生物生息環境の回復、創出や環境学習の場としての活用を働きかけるとともに、矢上川沿いの散策路の確保や、緑の拠点である夢見ヶ崎動物公園とを結ぶ小倉緑道の環境整備に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。

(4) 身近な水辺の整備とネットワークの形成

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図ります。
- ・二ヶ領用水など市街地の水辺空間は、市民と協働して身近な水辺空間としての維持管理を行うとともに、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水化に努めます。
- ・二ヶ領用水の国の文化財への登録を契機として、歴史や文化的な価値に対する理解促進を図るとともに、より一層の魅力向上をめざし、市民と協働して取組を進めます。
- ・下平間周辺地区の町田堀などの水路敷を、計画づくりの段階から市民と共に検討し、生活に身近な憩いの空間整備を進めます。

(5) 水の安定した供給・循環

- ・良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ・省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。
- ・将来にわたり安定的に質の高い下水道サービスを提供するため、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。

5**地域資源を活かした幸区らしい街なみづくりをめざします****(1) 抱点における街なみづくり**

- ・「景観計画特定地区」である大宮町地区では、豊かさの感じられる落ち着いた街なみづくりを進めしており、今後は周辺の市街地との調和を図りながら、地区全体で本市の玄関口にふさわしい景観づくりをめざします。
- ・川崎駅周辺地区及び新川崎・鹿島田駅周辺地区では、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して策定した「緑化推進重点地区計画」に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。

(2) 住宅地における良好な街なみづくり

- ・尻手駅や矢向駅などの鉄道駅周辺では、地区コミュニティの抱点として、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・緑豊かで良好な街なみ景観づくりに向けて住宅地の緑化の推進に努めるとともに、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・都市における貴重な自然環境と地域の歴史文化資源として、二ヶ領用水沿いの街なみ景観の形成に向けて、水辺空間を活かした公共空間整備や周辺市街地における景観のルールづくりなど、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(3) 地域資源を活かした街なみづくり

- ・区民と共に加瀬山周辺の自然環境や歴史・文化を活かした公園や散策路の整備、環境と防災機能に配慮した民有地の緑化やオープンスペースの確保など、地域の資源を活かしたまちをめざします。
- ・加瀬山の古墳群をはじめとする歴史的資源や幸区ゆかりの作家や芸術家などの文化的資源、加瀬山周辺の自然環境など、様々な地域資源を活かした魅力あるまちをめざします。

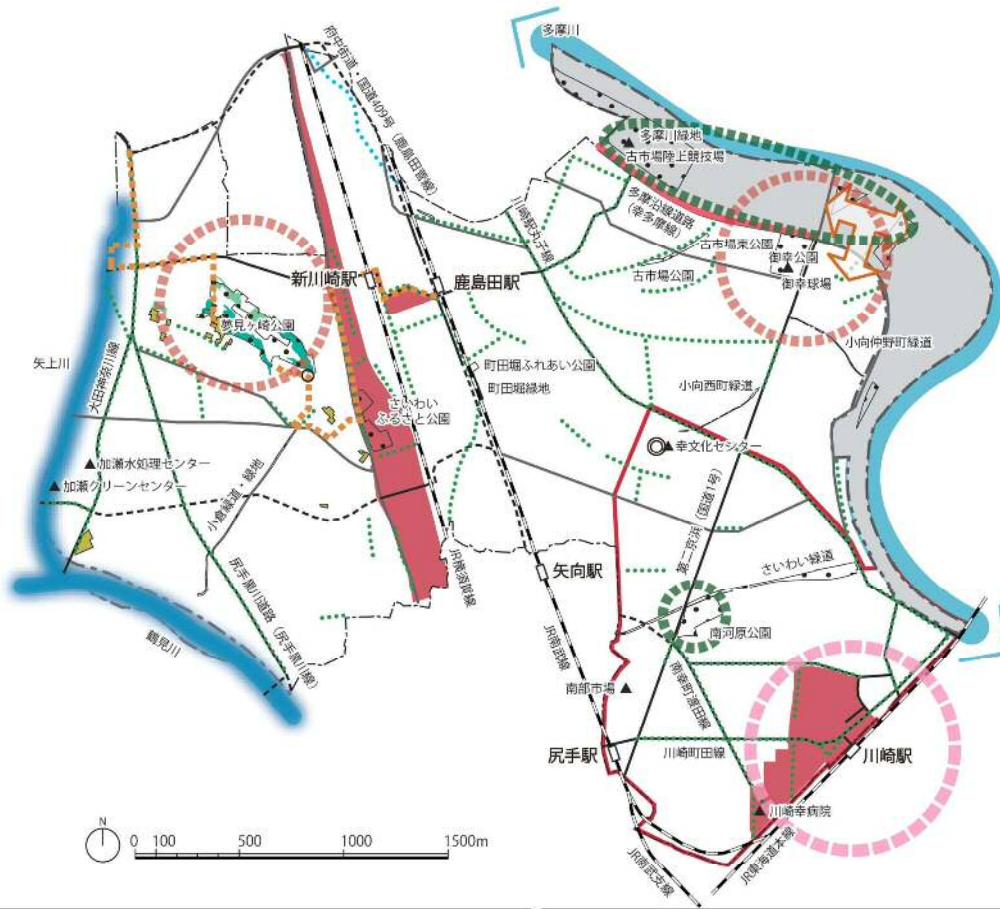


加瀬台古墳群 9号古墳

(4) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

■都市環境方針図



一方針一

- 都市景観の形成 (みどり拠点)
- 緑化推進重点地区
- 多摩川と沿川空間の連携
- かわさき多摩川ふれあいロード
- (みどり軸)
 - 多摩川軸
 - 水の軸

一基本凡例一

- 区役所・出張所
- 駅
- 鉄道
- 都市計画道路(完成・概成区間)
- - - 都市計画道路(事業・計画区間)
- その他の主要な道路
- 街路樹
- 遊歩道・散策路
- 水路(二ヶ領用水水路網)
- 河川
- 景観計画特定地区
- 生産緑地
- 主な公園・緑地等
- 市街化調整区域
- ▲ 主な施設

平成31(2019)年3月現在

